

## 入院時の経腸栄養用製品の使用に係る給付の見直し

骨子【IV-6(6)】

### 第1 基本的な考え方

胃瘻患者等に対して用いられる経腸栄養用製品については、医薬品として薬価収載されているものと食品とがあるが、薬価基準と入院時食事療養費との間で給付額が異なっている。このため、給付額の均衡を図る観点から、食品である経腸栄養用食品について、以下の見直しを行う。

### 第2 具体的な内容

1. 食品である経腸栄養用製品のみを使用して栄養管理を行っている場合の入院時食事療養費等の額について、一定の見直しを行う。
  - (1) 入院時食事療養（Ⅰ）、入院時食事療養（Ⅱ）、入院時生活療養（Ⅰ）については、現行額から1割程度引き下げる。
  - (2) 入院時生活療養（Ⅱ）については、既に給付水準が相当低い（1食につき420円）こと、また、全額自己負担の区分の患者もいることを踏まえ、当該見直しの対象外とする。
2. 特別食加算を算定できる取扱いについて見直し、食品である経腸栄養用製品のみを使用する場合には、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に含まれることとする。

現 行	改定案
【食事療養及び生活療養の費用額算定表】	【食事療養及び生活療養の費用額算定表】

<p>第1 食事療養</p> <p>1 入院時食事療養(I) (1食につき) 640円</p> <p>注1 (略) 食事療養を行う保険医療機関に入院している患者について、当該食事療養を行ったときに、1日につき3食を限度として算定する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>注2 別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したときは、1食につき76円を、1日につき3食を限度として加算する。</p> <p>注3 略</p>	<p>第1 食事療養</p> <p>1 入院時食事療養(I)</p> <p><u>イ 入院時食事療養(I) 1</u> (1食につき) 640円</p> <p><u>ロ 入院時食事療養(I) 2</u> (1食につき) 575円(新)</p> <p>注1 <u>イについては、(略) 食事療養を行う保険医療機関に入院している患者について、当該食事療養を行ったときに、1日につき3食を限度として算定する。</u></p> <p>注2 <u>ロについては、(略) 食事療養を行う保険医療機関に入院している患者について、当該食事療養として流動食(市販されているものに限る。)のみを経管栄養法により提供したときに、1日につき3食を限度として算定する。</u></p> <p>注3 別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したときは、1食につき76円を、1日につき3食を限度として加算する。<u>ただし、ロを算定する患者については算定しない。</u></p> <p>注4 略</p>
---	--

2 入院時食事療養(Ⅱ)  
(1食につき) 506円

注 入院時食事療養(I)を算定する  
保険医療機関以外の保険医療機関  
に入院している患者について、食  
事療養を行ったときに、1日につ  
き3食を限度として算定する。

(新設)

第2 生活療養  
1 入院時生活療養(I)  
(1) 食事の提供たる療養  
(1食につき) 554円

2 入院時食事療養(Ⅱ)  
イ 入院時食事療養(Ⅱ)1  
(1食につき) 506円

ロ 入院時食事療養(Ⅱ)2  
(1食につき) 455円(新)

注1 イについては、入院時食事療  
養(I)を算定する保険医療機関以  
外の保険医療機関に入院している  
患者について、食事療養を行った  
ときに、1日につき3食を限度と  
して算定する。

注2 ロについては、入院時食事療  
養(I)を算定する保険医療機関以  
外の保険医療機関に入院している  
患者について、食事療養として流  
動食(市販されているものに限  
る。)のみを経管栄養法により提  
供したときに、1日につき3食を  
限度として算定する。

第2 生活療養  
1 入院時生活療養(I)  
(1) 食事の提供たる療養  
① 食事の提供たる療養1  
(1食につき) 554円  
② 食事の提供たる療養2

